

05年10月20日■古川訴訟第3回口頭弁論について

古川訴訟第3回口頭弁論について

古川訴訟主任弁護士 川人博

(法律家の会幹事・特定失踪者問題調査会常務理事)

今回も、被告国側からは引き続き門前払いの主張がなされました。

しかし、その根拠は実態に合わず、納得できるものではありません。例えば古川了子さんに関して、政府は未だかつて北朝鮮との交渉で名前を挙げたことは一度もありません。他方、田中実さんについては、四月末に政府の拉致認定を行い、その直後に北京の大使館ルートで、北朝鮮に対して真相究明を求めています。裁判で国側は「拉致の認定をしよう」とし、政府は同じように被害者救済のために努力をしている」と主張していますが、古川さんと田中さんを比較してもこの主張には明確な矛盾があると言わざるを得ません。

原告側としては今後、国の門前払いを求める主張に反論を加えると共に、具体的な証人申請を行い、裁判所が審理を促進するように求める予定です。第三回の法廷では、これまで弁護団が、関係者からヒアリングをした内容と古川さんの姉の竹下珠路さんが作成した失踪現場の地図、弁護士が撮影した現場写真などを提出しました。次回及び次々回は証人採用をめぐる緊迫した情勢になると思われれます。皆さんの支援を期待しています。

次回の口頭弁論は12月6日(火)11:30より東京地裁で行われます。傍聴ご参加いただける方はよろしくお願ひします。